

令和 2 年 9 月 4 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

(改定日：令和 2 年 9 月 4 日)

P E T ボトル分別基準適合物の品質調査について

P E T ボトル分別収集品の現状の品質状態の確認と、今後の品質向上に繋げるため、令和 2 年度の P E T ボトル分別基準適合物の品質調査は下記要領に基づき実施してください。

記

1. 調査対象、調査実施場所、調査実施回数等

(1) 調査対象

- ①上期：全ての指定保管施設ごとの P E T ボトルベール品。
- ②下期：下期のみ申し込みのあった指定保管施設並びに通年（上期・下期）の申し込みがあったが、上期中に品質調査が行えなかった指定保管施設の P E T ボトルベール品。
- ③丸ボトルについても調査する。

(2) 調査実施場所・回数

原則として再生処理事業者の再生処理工場で最低年 1 回実施する。

(3) 調査実施時期

- ①原則として 4 月から 9 月末までに実施する。
- ② 9 月末までに引き取りされず調査ができない市町村・一部事務組合の保管施設については、その一覧表を協会へ提出する。なお、引き取りが発生した時点で、その都度調査し、報告する。
- ③下期分のみ申し込みの保管施設については 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日末までに実施する。

(4) 調査実施者

- ①再生処理事業者が実施する。
- ②市町村・一部事務組合関係者の立会いのうえ、実施する。市町村・一部事務組合が立会えず、再生処理事業者に一任するとした場合は、「P E T ボトル分別基準適合物（ベール品）の品質調査結果記録表」の市町村等立会者欄の□委任にチェックをする。

(5) 調査結果の記録、報告、保管等

- ①報告は保管施設ごとに調査が終了したときに、できるだけ速やかに実施する。
上期分は令和 2 年 9 月 30 日（水）までに、下期分は令和 3 年 3 月 31 日（水）までに、

以下の要領で協会へ報告する。

- ②調査結果を「PETボトル分別基準適合物（べール品）の品質調査結果記録表」に記入し、調査項目ごとの数量・重量をREINS「品質調査結果入力」画面に入力し、印刷、保管する。
- ③調査実施後、印刷した「PETボトル分別基準適合物（べール品）の品質調査結果記録表」を立会いの当該市町村・一部事務組合に手渡す。市町村の立会いがなく委任された場合、品質調査終了後速やかに当該市町村・一部事務組合へ郵送する。必要に応じて写真の添付、特記事項欄への記載により書面でも結果が分かるようにする。
- ④なお、総合判定がDランクの場合、保管施設名を示して、Dランク検査項目の該当箇所が分かる写真を協会へ提出する。これは協会から当該市町村・一部事務組合に対する改善計画の要請の基礎資料となる。

(6) 記録開示の禁止及び調査結果の公表：

- ①調査実施者は、協会の許可なく調査記録を当該市町村・一部事務組合以外の者に開示してはならない。
- ②全国の市町村・一部事務組合の品質調査結果については、協会ホームページ又は入札条件リスト等で公表する。

2. 品質の調査、判定方法

品質の調査は、目視検査と計量検査の併用とし、別紙「PETボトル分別基準適合物（べール）品の品質ランク区分及び配点基準」に従って判定する。調査項目ごとの数量・重量をREINS「品質調査結果入力」画面への入力により、自動で品質ランクが判定される。

(1) 目視検査

①サンプル量

各指定保管施設のべール品から、無作為に次の基準を目安にサンプルを選ぶ。

ア. 大型べール（寸法 1,000×1,000×1,000 mm）の場合、1/4 べール

（「外観汚れ程度」「べールの積み付け安定性」は1べールで、「べールの解体性」は1/4べールとする。）

イ. 中型べール（寸法 600×400×600 mm）の場合、1べール

ウ. 小型べール（寸法 600×400×300 mm）の場合、2べール

エ. 丸ボトルの場合は36kg以上を目安でサンプリングする。

②検査方法

ア. 目視により、べール状態で「外観汚れ程度」「べールの積み付け安定性」を判定する。

イ. 「べールの解体性」は、実際のべールを解体し、手で解体可能、ハンマー等簡単な道具を用いれば解体可能、簡単な道具では解体不能、のいずれかで判定する。

(2) 計量検査

①対象サンプル

目視検査で使用したサンプルで検査する。

大型バールの場合 1/4 バール (*)、中型バールの場合 1 バール、小型バールの場合 2 バールとする。

(*) 大型バールの 1/4 バールとは、大型バールを無作為に四等分した状態とする。

地面に接する部分が好ましい。重量として 45kg 以上を目安とする。

②検査方法

ア. サンプル重量を測定し、その後解体し、「再商品化に影響を与える P E T ボトル類」や「夾雑異物」の検査項目ごとに、個数及び重量を実測し、重量比による混入率を求める。

イ. ガラスびん類で、細かい破片の場合は、個数は「1」と入力して、重量で測定結果を記載し、「特記事項」欄に「ガラス片が多数混入」等と記載すること。

③注意事項

ア. 「バール状態」で検査結果が A 以外の区分になる場合、及び「再商品化に影響を与える P E T ボトル類」や「夾雑異物」については必ず項目ごとに、異常の内容が分かる写真で記録を残し、あわせて特記事項欄も活用すること。特に立会いの無い市町村・一部事務組合には書類で説明できるようにすること。なお、「キャップ付きボトル」等の量が多い場合は、一部の写真でよい。

イ. 検査項目が複数該当する P E T ボトルが検出された場合、配点基準が厳しい項目で判定する。

(例 1) キャップとラベルが付いた P E T ボトルが検出された場合

【Aランクの配点基準】

キャップ付き P E T ボトル 1 % 以下
容易に分離可能なラベル付き P E T ボトル 10 % 以下



キャップ付き
P E T ボトル
として判定

(例 2) キャップとラベルが付いて中身が残っている P E T ボトルが検出された場合

【Aランクの配点基準】

キャップ付き P E T ボトル 1 % 以下
容易に分離可能なラベル付き P E T ボトル 10 % 以下
中身が残っている P E T ボトル 0.5 % 以下



中身が残っている
P E T ボトルとし
て判定

3. 調査結果の総合判定

目視検査、計量検査の各項目について、判定されたランクごとの点数の合計を求め、次の基準で総合判定の A・B・D を決定する。

Aランク : 100 ≥ 合計点数 ≥ 75

Bランク : 75 > 合計点数 ≥ 50

Dランク : 50 > 合計点数 ≥ 15

・ 特例

丸ボトルは合計点数にかかわらず、Dランクとする。

なお、REINSの総合判定結果は、D(A)、D(B)、Dと表示される。

4. 判定結果への対応

再生処理事業者で実施した品質調査の総合判定結果によって、協会では市町村・一部事務組合に対し下記の対応を行う。

(1) Aランク判定の場合

再商品化に差し支えないので、品質の維持を要請する。

(2) Bランク判定の場合

再商品化に若干問題を生じる可能性があるため、Aランク以外になった項目の品質の向上を要請する。

(3) Dランク判定の場合

再商品化に支障が生ずる可能性があるため、Aランク以外になった項目の品質の向上を要請する。

また、協会から当該市町村・一部事務組合に、改善計画書の提出及び改善の実施を要請し、改善状況の確認を含め、次年度の調査時に協会が立会うこととする。

以上

PETボトル分別基準適合物(ペール品)の品質調査結果記録表

市町村名又は組合名							
保管施設名							
調査実施日		令和 年 月 日 ()	調査実施者	役職:			
				氏名:			
市町村等立会者		役職: 氏名:			<input type="checkbox"/> 委任(立会無)		
調査の場所及び所在地							
サンプル量		大・中・小型	ペール数: 個	総重量: g	丸ボトル: 有・無		
		結束材: PPバンド・PETバンド・番線・その他()					
総合判定結果		A・B・D (該当ランクを○で囲む)					
目視検査		区 分			判定及び配点(○印)		
					A	B	D
ペール状態	① 外観汚れ程度	A.殆ど汚れない	B.少しの汚れ	D.大変汚い	8	4	1
	② ペールの積み付け安定性	A.荷崩れがない	B.積み重ねが不安定	D.積み重ねが困難	6	3	1
	③ ペールの解体性	A.手で解体可能	B.ハンマー等簡単な道具で解体出来る	D.簡単な道具で解体出来ない	4	2	1
計量検査項目		個数(ケ)	重量(g)	重量(%)	判定及び配点(○印)		
					A	B	D
再商品化にPETボトルに影響を与える	④ キャップ付きPETボトル				8	4	1
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル				8	4	1
	⑥ 中身が残っているPETボトル				8	4	1
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル				8	4	1
	⑧ 異物の入ったPETボトル				8	4	1
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル				8	4	1
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル				6	3	1
	⑪ 材質識別マークのないボトル				4	2	1
	⑫ アルミ缶、スチール缶				4	2	1
	⑬ ガラスびん、陶磁器類				8	4	1
	⑭ 紙製容器類				6	3	1
	⑮ その他夾雑物				6	3	1
				小 計			
				合 計			
特記事項							

※把手(大型ボトル)、中栓(醤油などのボトル)、容器と一体となっているキャップや外れにくいキャップリングは異物の対象にならない。

PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質ランク区分及び配点基準

検査項目		Aランク	配点	Bランク	配点	Dランク	配点
ベール状態	① 外観汚れ程度	殆ど汚れがない	8	少しの汚れ	4	大変汚い	1
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがない	6	積み重ねが不安定	3	積み重ねが困難	1
	③ ベールの解体性	手で解体可能	4	ハンマー等簡単な道具で解体出来る	2	簡単な道具で解体出来ない	1
再商品化にPETボトルの影響を与える	④ キャップ付きPETボトル	1%以下	8	20%以下	4	20%超	1
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下	8	30%以下	4	30%超	1
	⑥ 中身が残っているPETボトル	0.5%以下	8	1.5%以下	4	1.5%超	1
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	検出されない	8	0.05%以下	4	0.05%超	1
	⑧ 異物の入ったPETボトル	検出されない	8	0.05%以下	4	0.05%超	1
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.2%以下	8	1%以下	4	1%超	1
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.2%以下	6	1%以下	3	1%超	1
	⑪ 材質識別マークのないボトル	0.5%以下	4	1.5%以下	2	1.5%超	1
	⑫ アルミ缶、スチール缶	検出されない	4	0.1%以下	2	0.1%超	1
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	検出されない	8	0.01%以下	4	0.01%超	1
	⑭ 紙製容器類	検出されない	6	0.01%以下	3	0.01%超	1
	⑮ その他夾雑物	検出されない	6	0.01%以下	3	0.01%超	1
総合判定		Aランク:100 ≧ 合計点数 ≧ 75 Bランク:75 > 合計点数 ≧ 50 Dランク: 50 > 合計点数 ≧ 15 特例 :丸ボトルは合計点数にかかわらず、Dランクとする。					

※ラベルのないボトルの区分について

ボトル本体の底部あるいは側面にPETリサイクルマークの刻印、またはキャップ部(リング)やボトル側面等に賞味期限が表示されている場合はPETボトルに区分する。PETリサイクルマークの刻印または賞味期限の表示がないものはプラスチック製容器包装とする。